

福井県立大学教育研究委員会FD部会要領

平成30年4月1日
公立大学法人福井県立大学要領第1号

(設置)

第1条 公立大学法人福井県立大学委員会規程（平成29年公立大学法人福井県立大学規程第2号）第6条の規定に基づき、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）に関する協議検討を行うため、教育研究委員会にFD部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 部会は、次の事項を協議検討する。

- (1) 授業評価に関する事項
- (2) 学内研修に関する事項
- (3) 教学改善に関する事項（教学に関するIR）
- (4) その他FDに関する事項

(組織)

第3条 部会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 各学部の教員各1名
- (2) 学術教養センターおよび情報センターの教員各1名
- 2 必要があるときは、前項の委員に各学部、学術教養センターおよび情報センターの教員各1名を加えることができる。
- 3 第2条(3)については、分析課題が提起された場合には教学IR作業グループ（以下「作業グループ」という。）を組織する。この作業グループの活動中は、部会メンバーの1名をその担当者とし、その活動を監督する。作業グループには別にリーダーをおき、その運営については別途定める。
- 4 第1項および第2項に掲げる委員は、教育研究委員会委員長が選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置き、第3条第1項および第2項に掲げる委員の中から互選によって定める。

- 2 部会長は、部会の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名を受けた者がその職務を代行する。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(委員以外の教職員の出席)

第7条 議長は、委員以外の教職員を部会に出席させて説明を求め、または意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、事務局教育推進課において行う。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議を経て、教育研究委員会委員長が定める。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

FD 部会 教学 IR 作業グループ運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、FD 部会（以下、「部会」という。）内に置く教学 IR 作業グループ（以下、「作業グループ」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 作業グループは、教育、学習および学生生活に関する学生の各種データ（以下、「教学データ」という。）を用いて分析を行うことにより、現状把握および将来予測を行い、もって大学における教学改善の議論に資することを目的とする。

(組織)

- 第3条** 作業グループは教学上の分析課題に応じて組織され、部会がそれを承認し、統括するとともに、部会メンバーのなかの担当者1名によって監督される。
- 2 作業グループにはそのリーダー（以下、「グループリーダー」という。）を置き、メンバーの中から、FD 部会長（以下、「部会長」という。）が指名する。
 - 3 グループリーダーは、部会長担当者の監督の下、作業グループの運営を総括する。
 - 4 グループリーダーに事故があるときは、あらかじめグループリーダーの指名を受けた者がその職務を代行する。
 - 5 作業グループメンバーの任期は課題の分析終了までとし、その成果の報告とともに作業グループは解散する。

(所管事項)

第4条 作業グループは、第2条の目的を達成するため、部会要領第2条が定める所掌事項の(3) 教学改善に関する事項（教学に関わる IR）のうち、次の事務を所管する。

- (1) 教学データの収集および分析
- (2) 分析結果の報告および教学改善のための提言

(活動)

- 第5条** 作業グループは、学生から教学データを収集し、または事務局から教学データの提供を受けることができる。
- 2 前項後段の場合において、作業グループは、予め、部会に対し、提供を受けようとする教学データの種類及び範囲（以下、「種類等」という。）を示し、その承認を得るものとする。
 - 3 作業グループは、活動による成果を、部会に対し報告する。
 - 4 部会は、必要と認める場合、いつでも、作業グループに対し、作業経過や分析結果等について報告を求めることができる。
 - 5 作業グループが取扱うことのできる教学データの種類等は、別に定める。

(守秘義務等)

- 第6条** メンバーは、データの中に含まれる学生の個人情報（条例第2条第1号の個人情報をいう。以下同じ。）に関し、職員就業規則（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第35号）その他法令に定める守秘義務を負う。
- 2 メンバーは、条例および福井県立大学個人情報保護取扱規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第57号）を遵守する。
 - 3 前二項の規定は、作業グループから報告を受けた者その他作業グループが取扱う個人情報を知った者にも適用される。
 - 4 メンバーが遵守すべき教学データの取扱い方法については、別に定める。

(委任)

- 第7条** この要領に定めるもののほか、作業グループの運営に関し必要な事項は部会長が定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要と認めるときは、部会長および作業グループに対し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。